

返 戻 金 制 度

当社が斡旋した採用決定者（求職者）が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者（求職者）の責に帰すべき事由により、3か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、当社は、求人者に対し、受領した紹介料全額を返還するものとする。

但し、下記の事由で退職した場合は当社は求人者に紹介手数料を返還しないこととする。

- ① 求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が退職した場合
- ② 採用決定者に対する労働条件が求人内容と著しく異なることに起因する退職の場合
- ③ 採用決定者（求職者）が、上記等の理由以外で専ら求人者の都合により退職をする場合

2020 年 10 月 30 日

有料職業紹介事業許可番号 / 27-ユ-303147

大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 4F

F r u i t i o n株式会社